# 平成30年度実施 「税制改正要望アンケート」集計結果

公益社団法人 芝法人会

◆ 実施期間:平成30年10月22日~12月7日

◆ 対 象: 芝法人会会員企業ならびに地域企業の経営者、従業員等 [東京都港区 東新橋, 新橋, 西新橋, 虎ノ門, 愛宕, 浜松町, 芝公園, 芝大門, 高輪, 白金, 白金台, 三田, 芝, 芝浦, 海岸, 台場, 港南] [東京諸島 大島, 新島, 三宅島, 八丈島 他]

◆ 回 答 数:252通(無記名)

◆ 集計結果:次ページから各設問ごとに集計(【選択肢】【回答数/ 占率】)

#### 問 1 法人税/法人実効税率

日本の法人実効税率は29.74%(資本金1億円超の企業の場合の計算)まで引き 下げられましたが、今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

① 課税ベースを拡大し、	[85/33.7%]
法人実効税率をさらに引き下げる	
② 課税ベースを拡大することなく、	[89/35.3%]
法人実効税率をさらに引き下げる	
③ 課税ベースを拡大するのであれば、	[74/29.4%]
法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない	
④ その他	[ 4/ 1.6%]

- わからない
- ・ 中小企業のみ実行税率の引き下げを行うべきと考えます
- 内部留保のある法人からはもっと税金をとるか、 従業員の給料のベースアップを図るべき
- ・ 法人は疑似人 人は累進課税で収入に応じて課税される 疑似人である法人も累進課税にすべき 税が高くて海外に逃げて行く会社を逃げないようにする知恵を、 税制・法制で考えるべき

#### 問2 法人関係/中小企業の設備投資

平成30年度税制改正では、中小企業が行う一定の設備投資について、固定資産税 (償却資産)の課税標準を最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下の範囲内(市町村 条例で定める割合:港区はゼロ)とする特例措置が創設されました。

あなたの会社では、本制度についてどう対応しますか。

① 本制度が創設されたことも踏まえ、	[ 16/ 6.3%]
設備投資をする予定である	
② 本制度が創設されたことも踏まえ、	[ 78/31.0%]
設備投資を検討したい	
③ 設備投資はしない予定である	[134/53.2%]
④ その他	[ 24/ 9.5%]

- ・ すでに大型設備投資を実施済で、当面予定なし
- わからない
- 本制度対象外
- ・ 現時点では不明
- ・ 次年度より売上高基準により法人税特典外 固定資産税については勉強不足で摘要の可否が不明
- 取得価額30万円以下は全額損金算入とする
- 制度に関係無く必要に応じて設備投資は実施する
- 製造業ではないので先端設備は必要ない
- ・ 設備投資はするが、対象ではない
- 設備投資を実施途上なので制度を利用する
- 特例措置ができたから設備投資をするという考えはありません本来の中長期計画に基づく設備投資が必要と考えます

#### 問3 事業承継/時期

あなたの会社の事業承継の時期(予定を含む)についてお答えください。

① 5年以内	[44/17.5%]
② 6~10年以内	[37/14.7%]
③ 10年以上先	【51/20.2%】
④ すでに事業承継を終えた	[17/ 6.7%]
⑤ 事業を承継しない	【79/31.4%】
⑥ その他	[24/ 9.5%]

- グループ会社のため事業承継がない
- こちらの制度の対象外
- ・ 親会社100%出資の子会社であるため事業継承を意識せず
- ・ 外部に話す必要はなし
- まだ考えたことがない
- ・わからない
- ・ 今後検討(時期も)
- ・ 親会社からの転籍により、一定期間毎に代表者が交代
- · 未定

#### 問4 事業承継/税制

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例 措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充(画像参照)が行われ ました。今般の改正を踏まえて、事業承継についてどう考えますか。

① 今回の改正により	[122/48.4%]
円滑な事業承継が期待できると思う	
② 納税猶予制度を利用した事業承継は難しいと思う	[105/41.7%]
③ その他	[ 25/ 9.9%]

- ・ 次の理由で事業継承がない(しない) (グループ企業/外資系企業/該当法人ではない/子会社/法人が株主)
- 10年間の特例措置では、当社の場合、利用できないと考えます
- すでに事業承継は終えているため
- ・ 改善はしているとは思いますが、後継者の有無が一番大きな問題ではないでしょうか
- ・ 継承者がいるかどうかにもよるので、何とも言えない
- 継続的な事業継承税制の拡充を期待する
- 限定措置なので利用できるか否かわからない
- ・ 事業承継については 10 年以上先だと思う
- 制度に関係無く承継を実施
- ・ 納税面だけで事業承継はとらえられない 事業が古いものは承継する意味がない 如何に新しい事業を創造させるかを考えることが必要 儲からない事業を承継させても後継者が苦しむばかり
- 要件が緩和されないと使いづらいと考えます。

#### 問5 消費税/軽減税率

政府は、軽減税率対策補助金の申請受付を行っています。あなたの会社では、当該補助金を利用したレジの導入、受発注システムの改修などを行いましたか。

① すでに補助金を利用して対応した	[ 2/ 0.8%]
② これから補助金を利用して対応する予定である	[ 25/ 9.9%]
③ 補助金を利用しないで対応する(した)	[ 41/16.3%]
④ 複数税率に対応したレジの導入や	[163/64.7%]
システム改修は必要ない	
⑤ その他	[ 21/ 8.3%]

- 該当しない
- ・ 大企業に対する補助金がない
- ・ よく (制度が) わからない
- システム改定を実施しており、補助金も申請したが今回も見送られた
- ・ どのような対策が必要かを検討している段階
- ・ 事実上、レジは必要ない
- 軽減税率で減税をすべきでない消費税の低減で景気を上昇させる方がよほど賢い

#### 問6 個人所得課税/給与所得控除

平成30年度税制改正では所得税改革として、給与所得控除及び公的年金等控除が 一律10万円引き下げられ、基礎控除が一律10万円引き上げられます。

また、年収850万円超の給与所得者は、給与所得控除の上限額が220万円から 195万円に引き下げられます。

今回、一定額以上の給与所得者の負担が増えることについてどう考えますか。

① 一定額以上の給与所得者が	[127/50.4%]
負担増となるのは仕方がない	
② 一定額以上の給与所得者ばかりに	[113/44.8%]
負担を求めるべきではない	
③ その他	[ 12/ 4.8%]

- どちらともいえない
- なんであれ負担増はあまりうれしくない。
- 一定額以上の給与所得者からはもっと負担を求めるべき
- 過去に溯って徴収しないと不公平な気もする 現実的に難しい事は承知してはいるが
- 見直しを先行すべき他の所得控除や他の税制があると考えます
- ・ 減税をすべし
  - トータル国債の4割(443兆円)が日銀が所有しているこの利払いは政府に戻る
  - 日本国債の所有者が 90%国内であるのでギリシャのようなことは 絶対に起こらない
  - 国債で国民がつぶれることはフェイク情報 減税により景気を上向かせることが肝要
- 個人事業主の必要経費について見直しを行うべき
- 所得税は引き下げ、必要であれば、法人税での対応を考えるべきと思います
- 生活保護を受けている人からも、税金を徴収する仕組みがなければおかしい
- 税収増が本当に必須なのであればやむを得ない
- ・ 他の施策とのバランスが必要
- 年収の下限が低すぎる

#### 問7 地方行財政

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質 構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んで下さい。

① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲	[112/24.6%]
② 地方税財源の充実	[ 64/14.0%]
③ 道州制の検討など広域行政による効率化	[ 37/ 8.1%]
④ さらなる市町村合併の推進による	[ 25/ 5.5%]
基礎自治体の拡充	
⑤ 地方議会のスリム化と	[127/27.9%]
納税者視点に立ったチェック機能の確立	
⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化	[ 86/18.8%]
⑦ その他	[ 5/ 1.1%]

総回答数→456(回答数2×252件-59+4+7)

※1つのみ回答 → 59件

※3つ回答 → 7件

※4つ回答 → 2件

- 各地方の自治体がもっと自由に特色を持った体制で行える機能に 国が援助を出す
- ・ 公正、適正、効果的な税金の運用をお願いしたい
- これ以上行財政改革はやらなくても良いと思う 日本は既に他の先進国に比べて公務員は少ないです
- ・ 残念ながら生産性のない地方は減退していくしかない 地方も自分たちで発達する努力をすべき
- 補助金の効率化、無駄な経費の見直し